

追加募集期間

2011年7月4日(月)

2011年7月12日(火)

未経験者OK!

受講生募集のご案内

追加募集のご案内

マリッジアドバイザー 養成科



夫婦問題研究者 岡野あつこ氏

NHKドラマ
『コンカツ、リカツ』監修、
『エチカの鏡』出演
夫婦問題研究者
岡野あつこ氏の
講義もあります。

対象・受講要件

少子化社会ニーズ～幸せなファミリー支援に役立つ仕事に就かれない方

マリッジカウンセラー、ブライダルプランナーの
スキルを学んで幸せづくりのプロを目指す。

緊急人材育成支援事業 基金訓練

新規成長・雇用吸収分野等訓練コース > 実践演習コース > 訓練番号23-13-03-20-0168

※基金訓練とは雇用保険の受給に関係なく、中央職業能力開発協会より認定を受けた無料の職業訓練です。

訓練目標 (仕上がり像)

経験豊富な講師陣によってこんなことを学びます。

- * 婚活ビジネス、結婚相談所や結婚式場、結婚生活サービスに関わる業務知識
- * お客様・相談者とのコミュニケーションとカウンセリング手法
- * 接客・販売員・カウンセラーとしてのホスピタリティー&マナー演習等



www.s-hoshino.com

追加募集の申し込み方法

ハローワークで受付を済ませた後、
本校までご連絡ください。

追加募集期間：2011年7月4日(月)～2011年7月12日(火)

選考面接日：2011年7月14日(水)

選考方法：書類選考、面接、適性検査

選考結果通知日：2011年7月15日(金)

選考会場・訓練実施：北参道セミナールーム
※ウラ面の地図をご覧ください。

募集概要

訓練科名：マリッジアドバイザー養成科

訓練期間：2011年7月25日(月)～10月24日(月)

訓練時間：10:00～16:40

定員：30名

受講料：無料

※但し、テキスト代6,295円、実習先交通費は
自己負担となります

修了後の資格

NPO日本家族問題相談連盟認定【ブライダルホスピタリティースキル】資格を授与。
希望者は、同NPO認定【マリッジカウンセラー】資格を受験することができます。

こんな方、まずはお問い合わせください

- ・自分にむいているかどうか迷っている
- ・難しそう、ちょっと不安がある
- ・卒業後の就職先はどんなところなの？

お問い合わせ

03-6457-8914

受付時間：月～金 10:00～18:00(土・日・祝・祭日を除く)



NPO 日本家族問題相談連盟 基金訓練課

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-7 第五瑞穂ビル4階 北参道セミナールーム


訓練カリキュラム (314時間)

学 科

- ・マリッジ&ファミリー基礎
- ・コミュニケーションスキル
- ・PR支援
- ・制度・法令
- ・就職支援

実 技

- ・コミュニケーション演習
- ・カウンセリング演習
- ・ホスピタリティ&マナー演習
- ・表現技法演習
- ・プレゼンテーション演習



受講者の声 (20~50才台の男女)

- ・アルバイト面接時、授業の内容が活かされた！
- ・全く上下関係がないクラスではリラックスできて楽しい！
- ・他の生徒さんからも学ぶことが多く、貴重な経験が出来ている！
- ・人前で話すのが苦手だった私が少しずつできるようになってきた！
- ・初対面の人とも、上手く話せるようになった！
- ・具体的に色々な考え方がある事を知れた！
- ・学んでいるうちに、自分に自信が持ててきた！
- ・アドバイザーになる為に必要な「知識」「スキル」「マインド」が習得できた。



セミナールーム

修了後の関連職種

結婚相談所の結婚相談員、結婚カウンセラー、婚礼サロンスタッフ、結婚式場のウェディングプランナー、ブライダルコーディネーター、ホテルのブライダル企画営業スタッフ、ドレスコーディネーター、ライフコンサルタント、冠婚葬祭セレモニー業務スタッフ、ブライダルレストランスタッフ等

訓練・生活支援給付金

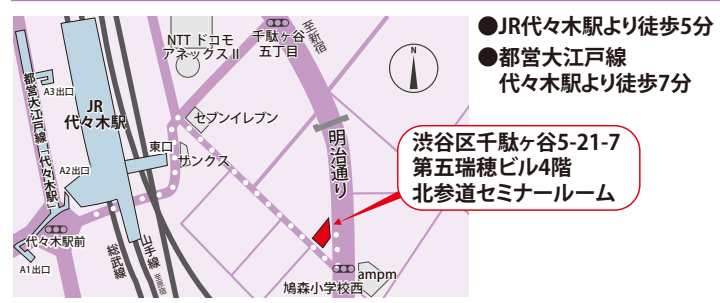
職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。

扶養家族のいる方 ▶ 12万円
または
左記以外の方 ▶ 10万円

訓練・生活支援給付金の資格要件：以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です。

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません
 ※ 一定の要件を満たした方に支給されます。
 ※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
 ※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込み200万円以下になるようであれば認められることがあります。
 ※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。
 ※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。



お問い合わせ
03-6457-8914
 受付時間：月～金 10:00～18:00(土・日・祝・祭日を除く)

NPO 日本家族問題相談連盟 基金訓練課
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-7 第五瑞穂ビル4階 北参道セミナールーム